

文京区立柳町小学校教室対策等協議会設置要綱

27 文教教学第 1267 号 平成 27 年 12 月 2 日教育長決定

(目的)

第 1 条 文京区立柳町小学校（以下「柳町小学校」という。）の改築に当たっての前提条件を整理するため、文京区立柳町小学校教室対策等協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(検討事項)

第 2 条 協議会は、改築に当たっての前提条件に関することを検討し、その結果を教育長に報告する。

(委員)

第 3 条 協議会は、次に掲げる者のうち、教育長が任命し、又は委嘱する委員 25 人をもつて組織する。

- (1) 教育推進部長及び教育推進部学務課長の職にある者
- (2) 柳町小学校 P T A 3 人
- (3) 柳町こどもの森 P T A 2 人
- (4) 柳町育成室保護者 1 人
- (5) 柳町第二育成室保護者 1 人
- (6) 柳町第三育成室保護者 1 人
- (7) 学校支援地域本部関係者 1 人
- (8) 通学区域内町会・自治会関係者 10 人
- (9) 礫川青少年健全育成会関係者 1 人
- (10) 柳町小学校校長、副校長の職にある者
- (11) 柳町幼稚園園長の職にある者

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、任命し、又は委嘱した日から第 2 条に定める事項を報告する日までとする。

(会長及び副会長)

第 5 条 協議会に会長及び副会長各 1 人を置く。

- 2 会長は、教育推進部長とし、協議会を総括する。
- 3 副会長は、教育推進部学務課長とし、会長を補佐するとともに、会長に事故等があるときはその職務を代理する。

(幹事)

第 6 条 協議会に幹事を置く。

- 2 幹事は、教育推進部教育改革担当課長、教育推進部教育指導課長、男女協働子育て支援部児童青少年課長、企画政策部企画課長及び施設管理部施設管理課長（技術）の職にある者とする。

(招集)

第 7 条 協議会は、会長が招集する。

- 2 会長は、必要があると認めたときは、委員以外の者を協議会に出席させ、意見を述べさせることができる。

(事務局)

第 8 条 協議会の事務局は、教育推進部学務課に置く。

(委任)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮り定める。

付 則

この要綱は、決定の日から施行する。